名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1条 名古屋市高齢者生きがい活動促進事業(以下「本事業」という。)は、高齢者等が 主体となって行う介護予防、生活支援の活動や、多世代交流等の共生の居場所で行う活 動の立ち上げを支援することを目的として予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(通則)

- 第2条 本事業の補助金の交付にあたって必要な事項については、この要綱のほか、厚生 労働省が定める介護保険事業費補助金交付要綱(平成14年12月4日厚生労働省発老第 1204001号)、「高齢者生きがい活動促進事業」実施要綱(平成31年4月24日老発0424 第1号。以下「国実施要綱」という。)、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市 規則第187号。以下「規則」という。) に定めるものとする。
- 2 社会福祉法人に対する助成については、この要綱に定めるもののほか、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 58 条第 1 項及び社会福祉法人の助成に関する条例(昭和 38 年名古屋市条例第 32 号)に定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)及び国実施要綱の例による。

(補助対象)

- 第 4条 本事業が補助対象とする事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすボランティア活動とする。
 - (1) 地域の高齢者の課題の解決に資する高齢者によるボランティア活動であること。
 - (2) 利用料等、事業により得られた収入の一部を、ボランティア活動を行う高齢者へ支給するものであること。
 - (3) 高齢者等が行うボランティア活動が、高齢者が自発的に社会参加し、地域社会の中でいきいきと生活するとともに、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動であること。

(補助対象団体)

- 第5条 名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付対象団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号の全てに該当するボランティア団体及びNPO法人等の団体とする(事業開始までに法人格を取得する見込みのある団体を含む。)。
 - (1) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられている者又はその執行猶予を受けてい

る者ではないこと。

- (2) 代表者又は役員が、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 公序良俗に反しない団体であること。
- (5) 法人格を持たない団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意思が明確であること。

(補助対象経費等)

- 第6条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するに 当たり必要とする経費のうち、設立準備等に必要となる備品費及び消耗品費とする。
- 2 補助対象経費は、補助対象期間に使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。
- 3 補助金は、国、県及び市町村の他の補助金と本事業の対象となる事業内容、収支及び 使途を明確に区分できない場合には交付しない。

(申請)

- 第7条 補助対象団体が補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象団体が法人格を持たない団体の場合は、第7号及び第9号の書類については、添付を省略できるものとする。
 - (1) 団体概要書(第2号様式)
 - (2) 事業計画書(第3号様式)
 - (3) 収支予算書(第 4号様式)※補助対象期間の収支を記入
 - (4) 資金計画表(第 5号様式)
 - (5) 団体の役員等氏名一覧表(第6号様式)
 - (6) 規約、定款その他これらに類する書類
 - (7) 法人の登記簿謄本
 - (8)申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書及び決算に用いた資料一式
 - (9) 法人市民税の納税証明書の原本
 - (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、国実施要綱の別紙様式を愛知県知事に提出し、愛知県を通じて国からの内示を受理した場合には、補助金の交付及び交付額を決定し、名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補助金交付決定通知書(第7号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しないことを決定したときには、名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補

助金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

2 補助金額は、100万円を限度額とし、千円未満の端数があるときにはこれを切り捨て て交付する。なお、農業と福祉の連携を通じ高齢者が地域で活躍する場の提供に資する 活動については、200万円を上限額とする。

(交付時期)

- 第9条 補助対象団体の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払とする。

(申請の取下げ)

第10条 交付の決定を受けた補助金において、規則第8条第1項に定める申請の取下げは、交付決定通知書を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を補助対象団体が市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

- 第11条 補助事業者が事業内容を変更しようとするときは、名古屋市高齢者生きがい活動 促進事業計画変更申請書(第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付決定額が変更となった場合は、市長は、名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補助金交付変更決定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業終了後20日以内に名古屋市高齢者生きがい活動促進事業実績報告書(第11号様式。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(第12号様式)
 - (2) 収支決算書(第13号様式)
 - (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

(補助金額の確定)

- 第13条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助事業に要した経費の範囲内で交付すべき補助金の額を確定するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた補助事業者に対する補助金額の確定の通知は、名古屋市高齢者 生きがい活動促進事業補助金交付額確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次のいずれかの事情が生じたときには、交付の決定の全部又は一部を取

- り消すことができる。
- (1) 実施報告書その他の種類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。
- (2) 国において介護保険事業費補助金の交付決定がなされなかったとき。
- (3) この要綱及び国実施要綱等に違反したとき。
- (4) その他事業実施方法が不適当であると市長が認めたとき。
- 2 補助金の交付の決定の取消しは、名古屋市高齢者生きがい活動促進事業補助金交付決 定取消通知書(第 15 号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(返環)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消し に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超え る部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の 返還を命ずるものとする。

(廃止等の届出)

第16条 規則第6条第1項第4号に定める中止又は廃止をしようとするときは、その中止又は廃止の日の30日前までに、名古屋市高齢者生きがい活動促進事業廃止(休止)届出書(第16号様式)を市長へ提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第23条の規定により市長が定める財産の処分の制限にかからなくなるため に必要な期間のうち、補助事業により取得した財産又は公用の増加した財産については、 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働 省告示第384号)別表に定めるとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第17様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。
- 2 前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部等で あって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の 申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する市長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市に返還しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。